(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 6月 12日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員報酬の期中増額

○ :役員報酬を期中に増額した場合、その 役員報酬は損金になりますか?ならないので あればいい方法はありませんか?

A:経済的利益を受けるという方法もあり ます。

【解説】

役員報酬の期中増額改定の取扱いは、これ までは、原則として増額部分は役員賞与とし て損金不算入、合理的な理由がある場合ーた とえば、従業員のベースアップの時期に合わ せて役員報酬の増額を行う場合など一に限り、 過大と認められなければ損金算入を認めると していました。

しかし、今年度の税制改正において、期中 増額は、事業年度開始の日から3月を経過す る日までに改定された給与のうちその改定前 と改定後の支給額がそれぞれ同額のものに限 り損金算入を認め、それ以外のものは損金算 入を認めないとされましたので、平成18年4 月1日以後に開始する事業年度においては、 この要件を満たさない役員報酬の期中増加は、 損金算入が認められなくなりました。

したがって、このような場合は今後、①期 中増額する旨を事前に税務署長に届出してお く、もしくは②定時同額となる経済的利益(利 益の額が毎月おおむね一定のもの)を供与す るなどして損金算入を図っていくこととなり ましょう。なお、定時同額となる経済的利益 には、いわゆる渡切交際費で毎月定額で支給 されるものや役員の個人的費用で住宅の光熱 費などを毎月負担するものなどがあります。







